

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

被保険者の皆さんへ

問合せ
市民課高齢者医療係

☎ 0833(72)1400

山口県後期高齢者医療広域連合事務局

☎ 083(921)7110

医療費の自己負担割合の

判定方法が変わります

医療費の自己負担割合（1割、または3割）は、前年中の住民税課税所得に基づき毎年判定されます。（定期判定）

判定は、7月までは、同一世帯の長寿医療制度の被保険者と70歳以上の人を対象に行いますが、法改正により、8月以降は同一世帯に属する長寿医療制度の被保険者のみで判定を行うことになりました。

定期判定の結果、医療費の自己負担割合に変更がある被保険者には、新しい被保険者証を7月下旬に配達記録郵便で送付します。

8月以降は必ず新しい被保険者証をお使いください。

（古い被保険者証は、市役所高齢者医療係、大和支所または各出張所まで返却してください。）

判定方法

住民税課税所得（所得から地方税法上の各種控除額を差し引いたもの）が145万円以上の被保険者、および同一世帯の被保険者（現役並み所得者）

… 3割負担

以外の被保険者（一般）

… 1割負担

ただし収入が次の基準に該当する場合は、申請により自己負担割合が変わります。

被保険者の収入合計が520万円未満（単身の場合は383万円未満）の場合… 1割負担

同一世帯に他に長寿医療制度の加入者がおらず、70歳から74歳の世帯員を含めた収入の合計が520万円未満は3割負担ですが、医療費が入院などで高額となった場合、自己負担限度額が一般（1割負担の人）と同じ限度額となります。

【窓口での限度額一覧表】

所得区分	医療費の自己負担限度額（月額）	
	外来 （個人単位）	外来 + 入院 （世帯単位）
現役並み所得者 （3割負担）	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 過去12か月間に自己負担額を超えた支給が4回以上あったときは、4回目以降は44,400円となります
一般（1割負担）	12,000円	44,400円

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請（更新）

減額認定証の申請（更新）

現在、認定証の交付を受けていない人へ

長寿医療制度の被保険者で、平成20年度住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

入院時にこの認定証を医療機関に提示することで、食事代等が減額されるほか、医療機関での窓口負担も一定額までとなります（左頁表参照）。

認定証の交付を受けるには申請が必要で、申請は随時受け付けていますので、認定証が必要な人は手続きをしてください。認定証は申請をした月の初日から有効となります。

現在、認定証の交付を

受けている人へ

現在交付している「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。8月以降も認定



が可能な人には、7月中旬に広域連合から申請書を送付しますので、更新を希望する人は、8月1日以降に申請してください。引き続き認定証が必要な場合は、必ず8月中に再申請をしてください。

なお、現在「区分」の認定をお持ちの人で、その認定期間内の過去12か月の入院日数の合計が91日以上の場合は、食事代が更に減額されます。申請の際は、病院の領収書や入院証明書など、入院日数の分かる書類をご持参ください。

申請場所 市民課高齢者医療係
持参するもの
後期高齢者医療被保険者証
限度額適用・標準負担額減額認定証（更新の人のみ）

入院時の窓口負担限度額・食事および居住費

入院時に認定証を医療機関の窓口で提示することで、負担が表のとおりになります

	自己負担限度額 (月額)	食事代 (1食)	療養病床入院の場合	
			食事代(1食)	居住費(1日)
認定証なし	44,400円	260円	460円 (3)	320円
認定証あり	区分Ⅱ (1)	入院日数90日以下	210円	320円
		入院日数91日以上	160円	320円
	区分Ⅰ (2)	老齢福祉年金受給者以外	100円	320円
		老齢福祉年金受給者	100円	0円

- 1 区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である世帯に属する人
- 2 区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人
- 3 入院時入院時生活療養(Ⅱ)を算定する医療機関に入院する場合は420円となります。

長寿医療制度の保険料について

長寿医療制度に加入している人に、保険料に関する通知をお届けします。また、平成20年5月以降に長寿医療制度に加入した人には、加入月から約3か月後に通知書を送付します。

保険料を4月から年金天引きして
いる人

送付するもの

保険料額決定通知書

特別徴収開始通知書兼納入通知書

でお知らせする平成20年度年間保険料から、仮徴収額(4・6・8月の

年金天引き分)を除いた金額を10・12・

2月の年金から天引きします。

10月から年金天引きが中止になる

人には納付書を同封します。

保険料を4月から年金天引きして

いない人(被用者保険(1)の被扶

養者であった人を除く)

送付するもの

保険料額決定通知書

特別徴収開始通知書兼納入通知書

および納付書

10月から年金天引きになる人は、

7月から9月は納付書で納め10・12・

2月は年金天引きします。

年金天引きにならない人(2)

は、7月から翌年の3月まで、納付書

で納めていただきます。

長寿医療制度加入直前に被用者保
険の被扶養者であった人

送付するもの

保険料額決定通知書

特別徴収開始通知書兼納入通知書

および納付書(納付書は年金天引き

にならない人のみ)

被扶養者であった人は、平成20年

4月から9月分の保険料はかかりま

せん。年金天引きになる人は、10・12・

2月の3回で天引きします。また、年

金天引きにならない人は10月から翌

年3月まで納付書で納めます。

1 被用者保険とは、政府管掌健康

保険や企業の健康保険、船員保険、共済

組合等のことで、「国民健康保険」や「国

民健康保険組合」は含まれません。

2 年金天引きにならない人は、「年

金額が年額18万円未満の人」「介護保険

料と後期高齢者医療保険料の合算額が、

介護保険料を天引きしている年金の受

給額の2分の1を超える人」「平成20年

4月1日以降に年齢到達により長寿医

療制度に加入された人」等です。

送付時期 7月中旬
問合せ 市民課高齢者医療係